参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

平成25年9月11日

西日本高速道路株式会社

代表取締役社長　石塚　由成

1．当該招請の主旨

本業務は、今後の高速道路の事業を実施するための基礎資料とすることを目的として、これまでの高速道路に関する史書・資料を収集・整理し、「高速道路50年史」として全体を編集するものである。

業務の実施に当たっては、半世紀に亘る高速道路に関する文献、関連資料を網羅的に収集整理することが可能であり、高速道路の業務に関わりのある外部有識者やキーパーソンを適切に人選しヒアリングを行うことができ、編集方針を検討する委員会を発足させ事務局として運営する能力を有していることが必要である。

このことから、特定の法人を契約の相手方とする契約手続きを行うことを予定しているが、当該特定法人以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、当該特定法人との契約手続きに移行する。

なお、4．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該特定法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による企画提案書の提出を要請する予定である。

2．業務概要

⑴　業務名　高速道路50年史編集業務

⑵　業務内容　これまでの高速道路に関する史書・資料を収集整理し、「高速道路50年史」として編集

⑶　履行期限　平成27年9月30日

3．業務目的

本業務は、今後の高速道路の事業を実施するための基礎資料とすることを目的として、これまでの高速道路に関する史書・資料を収集・整理し、「高速道路50年史」として全体を編集する。

4．応募要件

⑴　基本的要件

①　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）第6条の規定に該当しない者であること。

②　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しないこと。

③　参加意思確認書の提出時に過去3ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3、その3の2又はその3の3のいずれか）の写しを提出できること。

④　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　技術力に関する要件

①　半世紀に亘る高速道路に関する文献、関連資料を網羅的に収集整理することが可能であること。

②　高速道路の業務に関する委員会に参加実績のある外部有識者やキーパーソンを適切に人選し、ヒアリングを実施することが可能であること。

③　編集委員会を発足させ、事務局として運営する能力を有していること。

④　過去10年以内に高速道路等の歴史に関する報告書を取りまとめた実績があること。

⑶　中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用していること。

⑷　守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則等に明記していること。

5．手続等

⑴　担当部署

〒530―0003 西日本高速道路株式会社　財務部　契約審査課　課長代理　金子　佳永

電話06―6344―9239　ＦＡＸ06―6344―9925

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　期間　平成25年9月11日から平成25年10月2日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時00分から午後4時00分まで。

②　場所　上記⑴に同じ。

③　方法　無料交付で直接行うものとする。

⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

①　期限　平成25年10月2日午後4時00分

②　場所　上記⑴に同じ。

③　方法　持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に担当部署へ連絡すること。）すること。

6．その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　関連情報を入手するための照会窓口

上記5．⑴に同じ。

⑶　応募要件を満たすと認められる者に対してプロポーザル方式による企画提案書の提出を要請する際の提出期限については別途通知する。

⑷　詳細は説明書による。

7．Summary

⑴　Subject matter of the contract : Editing a 50-year History of expressways in Japan

⑵　Time-limit to express interests : 4 : 00 P.M. 2 October 2013

⑶　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑷　Contact point for tender documentation : Yoshinaga Kaneko Assistant Manager, Contract and Credit Division, Accounting and Finance Department, West Nippon Expressway Company Limited, 1―6―20 Dojima, Kita-ku, Osaka City, Osaka Prefecture 530―0003 Japan TEL 06―6344―9239

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　笠井　浩二

登録番号　17636

事 務 所　東京都新宿区西新宿4―16―12　ライオンズマンション西新宿第8―401　笠井法律事務所

3　処分の内容　退会命令

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年8月5日

平成25年8月20日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　佐々木　寛

登録番号　35040

事 務 所　東京都千代田区飯田橋4―7―11　カクタス飯田橋ビル402　法律事務所サポート・ワン

3　処分の内容　業務停止4月

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年8月5日

平成25年8月20日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　山本　**隆**

登録番号　21344

事 務 所　東京都港区虎ノ門3―18―16　ＭＩビル4階　山本**隆**法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年8月5日

平成25年8月20日　　日本弁護士連合会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第二東京弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　関根　栄郷

登録番号　7180

事 務 所　東京都杉並区高井戸西1―12―1　浴風会ケアハウス203

3　処分の内容　退会命令

4　処分が効力を生じた年月日

平成25年8月5日

平成25年8月20日　　日本弁護士連合会